

21文科振第6093号
平成21年5月29日

総合科学技術会議議長
麻生太郎 殿

文部科学大臣
塩谷 立

内閣府設置法第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由及び別添のとおり案を添えて諮問します。

諮問第10号「ヒトES細胞の使用に関する指針について」

理 由

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成21年文部科学省告示第84号。以下「現行指針」という。)を改正し、ヒトES細胞の使用に関する指針を策定するため案を作成したので、現行指針の附則第2条第2項に基づき、貴会議に意見を聴くことが必要なため。